資料１－２

案

学校における
働き方改革プラン

（令和４年度～令和６年度）

千葉市教育委員会

令和４年３月

1　プラン改編に寄せて　……1
2　教職員の勤務の現状と働き方改革の取組　……2
（1）　教職員を取り巻く現状
（2）　令和２年度までの働き方改革の取組内容
3　取組の効果検証　……4
（1）　在校等時間の推移
（2）　ストレスチェックの結果
（3）　教職員向けアンケート
4　次期プランに向けた検討　……7
（1）　「教員が担う業務の明確化・適正化」に向けた課題
　ア　これまで学校が担ってきた業務の外部化について
　イ　部活動の負担について
（2）　次期プランの取組項目の検討
（3）　専門スタッフの配置
（4）　業務・行事の見直し
　ア　業務の見直し
　イ　行事の見直し
5　プランの目標　……17
（1）　プランの目標
（2）　数値目標
　ア　最終目標
　イ　プラン３年間での目標
6　取組の基本方針と具体的な取組　……18
（1）　取組の基本方針
（2）　具体的な取組

着実な推進に向けて　……27
（1）　国への働きかけ
（2）　進捗管理

（案）

１　プラン改編に寄せて

平成２９年１２月２６日に、文部科学省が「学校における働き方改革に関する緊急対策」を公表し、「業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策」、「それぞれの業務を適正化するための取組」、「勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置」等を具体的に示し、文部科学省、教育委員会、学校のそれぞれが取り組むべき具体的な内容が明らかとなりました。

本市では、平成２３年度以降「学校現場の勤務負担軽減検討会」を立ち上げ、会議や行事の削減、事務の効率化、各種非常勤職員や支援員の配置、学校徴収金の公会計化などを進めてきました。勤務負担軽減に一定程度の効果は見られたものの、教員の在校等時間の削減には結びついているとは言い難い状況にあったため、平成３１年１月に教員の働き方改革に向けた教育委員会としての方針や具体的方策を盛り込んだ「学校における働き方改革プラン」を策定し、限られた時間の中で、教員が日々の生活の質や教職人生を豊かにし、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができる状況を目指し、取組みを進めてきたところです。

プランの取組みから３年、負担軽減に向けた取組の効果も徐々に現れていますが、学校に求められる役割が複雑・多様化するとともに、新たな教育的課題への対応も必要となっており、教員の長時間労働の解消には道半ばといった状況です。

引き続き、本市教員一人ひとりが、心身の健康を保持しながら児童生徒と向き合う時間を少しでも確保し、教職員の働き甲斐を高めていく必要があります。

働き方改革には特効薬はないといわれています。本市では、プランの改編により、引き続き、一つひとつの取組みを着実に積み重ねていくことで、教職員の負担軽減を図るとともに、教育の質の向上を図ってまいります。

２　教職員の勤務の現状と働き方改革の取組

（１）　教職員を取り巻く現状

教員１人当たりの児童生徒数は横ばいないし微減傾向にあるものの、学習指導要領の改訂に伴う対応や不登校・特別支援学級や通級指導教室の児童生徒数の増加、GIGA スクール構想に対応した授業準備、免許外教科を担当するための授業準備の増加に加え、コロナ感染症対策のための対応も重なり、学校現場では、実際の業務量は増えてしまっています。

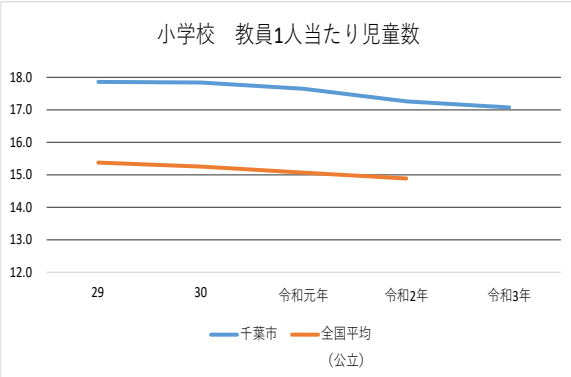

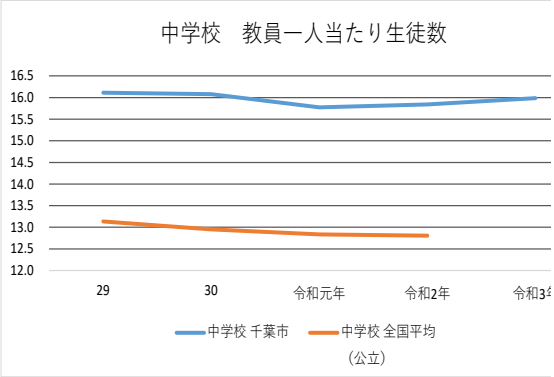

・教員一人当たり児童生徒数

	小学校		中学校	
	千葉市	全国平均（公立）	千葉市	全国平均（公立）
平成 29 年	17.9	15.4	16.1	13.1
平成 30 年	17.8	15.3	16.1	13.0
令和元年	17.7	15.1	15.8	12.8
令和 2 年	17.3	14.9	15.8	12.8
令和 3 年	17.1		16.0	

・教員定数

	小学校	中学校	計
平成 29 年	2,717	1,554	4,271
平成 30 年	2,698	1,515	4,213
令和元年	2,687	1,530	4,217
令和 2 年	2,706	1,507	4,213
令和 3 年	2,690	1,504	4,194

・児童生徒数

	小学校			中学校		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数
平成 29 年	111	1,823	48,535	55	767	23,994
平成 30 年	111	1,812	48,142	55	752	23,330
令和元年	111	1,799	47,435	55	760	23,090
令和 2 年	110	1,781	46,722	55	754	22,844
令和 3 年	108	1,765	45,943	54	762	22,989

・学習指導要領の改訂に伴う対応（R2 小学校 R3 中学校完全実施）
授業時数の増（外国語、外国語活動）　（小学校　3 年～6 年　+35 時間/年増）
評価規準の変更に対応した指導計画、指導案等の作成　等

・不登校児童生徒数の推移

H24	H29	H30	R1	R2	R3
786	1,025	1,135	1,236	1,086(※)	

※令和 2 年度は休校・コロナ感染回避のための出席停止扱い等の影響も想定

・特別支援学級・通級指導教室の児童生徒数の推移

H24	H29	H30	R1	R2	R3
1,234	1,553	1,583	1,737	1,828	1,829

・免許外教科を担当する教員数の推移

H29	H30	R1	R2	R3
49	59	60	54	58

（2）　令和２年度までの働き方改革プランの取組内容

ア　平成 30 年度
・運動部活動ガイドラインの策定・運用開始
・文化部活動ガイドライン策定
・スクール・サポート・スタッフの配置（モデル校 3 校）

イ　令和元年度
・文化部活動ガイドラインの運用開始
・自動応答電話機の導入及び閉庁時間の設定
・民間スイミングスクールの委託化

ウ　令和 2 年度
・外部コンサルによるモデル校 2 校での業務改善支援
・第 2 次 CABINET システムの運用開始
・学校閉庁日の設定
・スクール・サポート・スタッフ、専科非常勤講師の配置拡充

エ　令和 3 年度
・学校・家庭間連絡システム「すぐーる」の運用開始
・令和 2 年度のモデル校での取組みを各校に水平展開
・学校閉庁日の拡充
・スクール・サポート・スタッフ、専科非常勤講師の配置拡充

３　取組の効果検証

（１）　在校等時間の推移

（時間）

	全校種	小	中	高	特
平成 29 年度	49	42	71	56	27
平成 30 年度	54	47	70	57	33
令和元年度	49	42	60	46	30
令和 2 年度	45	43	49	36	29
令和 3 年度（8 月まで）	44	41	51	46	30

		校長	副校長・教頭	教諭（主幹教諭・教諭・講師）	養護教諭	栄養教諭	栄養士
小学校	令和元年度	33	62	43	31	32	34
	令和２年度	35	60	43	31	31	33
中学校	令和元年度	38	74	61	33	15	18
	令和 2 年度	37	61	49	34	26	14

在校等時間は令和元年度の 49 時間に比べ令和２年度には 45 時間と、減少が見られていますが令和２年度は新型コロナ感染症対策として休校期間が設けられたことに加え、部活動や各種行事についても中止・縮小等が重なったことの影響が大きく、働き方改革の効果によるものという評価は難しい現状にあります。

実際、令和３年度の在校等時間は、GIGA やコロナ対応の影響が大きく、令和元年度とおおむね同程度で推移しています。

・校種別の推移をみると、中学校では減少、小学校では横ばい又は増加傾向となっています。

要因としては、中学校：部活動ガイドラインの浸透による活動時間の減少

小学校：新学習指導要領（英語・道徳の教科化）による授業時数の増加

（３～６年生の授業時数＋35 時間）

ICT を活用した教科指導のための授業準備の負担増加

等が考えられます。

・職種別にみると、副校長、教頭の在校時間が突出して長くなっています。

・在校等時間が 45 時間/月　超の教員の割合　(%)

	全校種	小	中	高	特
令和元年度	52.4	45.5	67.1	15.6	47.4
令和 2 年度	48.2	45.8	58.5	13.1	25.4

・在校等時間が 80 時間/月　超の教員の割合　(%)

	全校種	小	中	高	特
令和元年度	10.0	2.3	23.8	16.5	0
令和 2 年度	3.5	1.9	6.4	5.2	0

＜教職員アンケートの結果から＞

在校等時間の記録については、平日はほぼ正確に記録できている一方で、週休日の記録が正確なものとなっていない教職員が多く認められています。

過重労働の対象となる 80 時間/月を超えないように、自主的に記録を調整しているという回答や、週休日の記録の方法についての周知不足と思われる回答も多く見られており、改善が必要です。

在校等時間の正確な記録は、教職員の業務負担の実態や取組の効果を把握するための前提となるものです。

本市における働き方改革をさらに進めるためには、まずはすべての教職員が在校等時間を正確に記録するよう定着を図る取組が必要となります。

（2） ストレスチェックの結果（総合健康リスク）

ストレスチェックの結果は、全国平均と比較して良好であり、さらに改善傾向にあります。

	小学校	中学校	高	特
全国平均	100	100	100	100
平成 29 年度	91	90	103	98
平成 30 年度	90	88	103	93
令和元年度	87	89	106	88
令和 2 年度	87	87	91	82

（3） 教職員向けアンケート

プラン改訂に当たり、これまでの取組の効果、業務の実態把握、次期プランへの取組項目等についての意識調査のため、教職員対象にアンケートを実施

（実施期間　令和 3 年 7 月 16 日（金）～7 月 30 日（金）　回答数　1,632）

・働き方改革の効果について

・全体的な取組の効果

在校等時間が長いとの指摘について	在校等時間が長いことを実感しており、改善したいと思う	在校等時間が長いことを実感しているが、特に改善する必要を感じない	時々時間外に残ることがあるが、在校等時間が長いとは思わない	定時に勤務を終了している
	88．0%	4．3%	6．2%	1．5%

自身が業務を行うに当たり、働き方改革を意識できているか	意識できている	まあまあ意識できている	意識できていない
	19%	57%	24%

働き方改革により、自身の在校等時間は短縮されたか	短縮された	少し短縮された	ほとんど変わらない	以前よりも増えてしまった
	6%	41%	43%	10%

働き方改革の効果について	負担軽減の効果があった	一定の効果があった	あまり効果を感じない	全く効果を感じない
	４%	４１%	３９%	１６%

・個別の取組の効果

閉庁日及び閉庁時間の導入について	大いに効果があった	効果があった	あまり効果はなかった	効果はなかった
	20%	55%	20%	5%

SSS の配置	大いに効果があった	効果があった	あまり効果はなかった	効果はなかった
	56%	36%	7%	1%

専科教員の配置	大いに効果があった	効果があった	あまり効果はなかった	効果はなかった
	42%	44%	11%	3%

水泳指導の民間スイミングスクールへの委託	大いに効果があった	効果があった	あまり効果はなかった	効果はなかった
	35%	26%	11%	28%

部活動ガイドラインの遵守	大いに効果があった	効果があった	あまり効果はなかった	効果はなかった
	9%	62%	22%	7%

教員の在校時間が長いと指摘されていることについて、多くの方が改善したいと考えており、また、働き方改革を意識しながら業務を進めていることが分かります。

個別の取組項目については、一定以上の効果があったとの回答が多く見られたものの、働き方改革の取組により、自身の在校時間が短縮した、働き方改革の取組に一定以上の効果があったと感じている教職員は４割程度に留まり、取組の効果を実感できない教職員が過半数に及ぶことが分かりました。

効果を感じない理由としては、「負担軽減される業務以上に業務が増えている現状がある」との回答が多く見られています。

働き方改革の個別の取組としては、一定の効果を感じられるものの、GIGA スクール対応やコロナ対応などの影響もあることから全体の業務量が増えており、在校等時間の減少に反映できているとまでは言い難いこと、ストレスチェックの結果からは改善傾向が見て取れるものの、教職員の実感として効果を感じるには至っていないことから、「教職員一人一人の心身の健康保持を実現し、いきいきと教育活動が行える」といった職場環境の実現には道半ばといった状況です。

教職員が真に必要な業務に専念することができる環境を構築することで、教職員のモチベーションの維持向上を図るとともに、近年教員採用選考の倍率の低下傾向が続いている千葉市の教職の魅力を向上させ、意欲と資質のある志願者の増加に繋げるためにも、引き続き、働き方改革を推進し、着実に教職員がいきいきと教育活動を行うための教育環境を進めることが必要です。

《教員採用試験倍率【千葉県】・千葉市】》

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小	2.6	2.7	2.5	2.3	2.1	
中・高	5.1	5.0	4.9	4.2	3.7	

4　次期プランに向けた検討

（1）「教員が担う業務の明確化・適正化」に向けた課題

これまで学校・教員が担ってきた業務については、中央教育審議会により次のⅠ～Ⅲのとおり整理されています。

Ⅰ、Ⅱに分類される業務については、業務の担い手を学校以外の者に移行するに当たって懸念される諸課題について、引き続き丁寧に検討を進めていくとともに、Ⅲの業務について、より積極的に見直しを図っていく必要があります。

Ⅰ基本的には学校以外が担うべき業務	Ⅱ学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要がない業務	Ⅲ教員の業務だが、負担軽減が可能な業務
1　登下校に関する業務 **2　夜間などにおける見回り** ・地域・保護者の参加・協力を得て行っているが、すべてを学校以外に任せるには受け皿等の課題が多い。 **3　学校徴収金の徴収・管理** ・公会計化が進んだ給食費以外の徴収金がなお課題	**1　休み時間における対応** ・事故等の場合を考えると教員以外に任せにくい。 ・受け皿等にも課題 **2　校内清掃** ・SSSの活用による負担軽減 ・外部化には財源等に課題 ・清掃も生徒指導の一環との考え方 **3　部活動** ・部活動ガイドラインの運用 ・部活動指導員の活用による負担軽減 ・学校教育の一環との考え方 ・大会等の参加資格等の整理に課題	**1　給食時の対応** ・食に関する指導の一環であり、教員が主導する必要があるが、配膳・下膳時にはSSSの活用により負担軽減を図る。 **2　授業準備** **3　学習評価や成績処理** ・専科非常勤の活用による負担軽減 ・水泳の外部委託等による負担軽減 ・SSSの活用により印刷や採点補助等の負担軽減 ・ICTの活用による業務の効率化 モデル校の取組 ↓ 水平展開
・保護者・地域の理解を得ながら、段階的に負担を軽減 ・学校徴収金の負担軽減策については、引き続き検討	・一部 SSS 等専門スタッフの協力を得ながら負担を軽減 ・部活動の負担軽減については、できることを着実に進めつつ、国の動向を注視	**・引き続き、業務の見直し・行事の見直しを推進** **・在校等時間の範囲内で教育的効果を踏まえて優先順位をつけて実施**

ア　これまで学校が担ってきた業務の外部化について

①　登下校に関する業務など

現在学校では、セーフティーウォッチャーなど保護者・地域の協力を得て、登下校の安全確保に努めています。実際には、それぞれの地域の実情により見守りの状況も異なるため、児童生徒の安全確保の観点から、通学路の途上での痛ましい事故等も散見される現状を併せ考えると、学校が引き続き見守りに参画せざるを得ない場合も十分に考えられます。

このため、国通知に示された内容を直ちに具現化し、市内すべての学校が見守りを行わないこととすることは実際には難しく、引き続き、学校支援地域本部との連携を強化し、子どもたちの見守りについて協力を依頼するとともに、地域担当職員を設置し、副校長・教頭の負担軽減を図っていくことが、現実的な対応と考えられます。

②　学校徴収金の徴収・管理

国通知では主として給食費の公会計化を主眼としており、本市は対応済みです。

その余の学校徴収金の徴収・管理については、内容が様々であり、整理すべき課題も多いことから、国の好事例の発信を注視しつつ、引き続き負担軽減に向けた検討を進める必要があります。

③　休み時間における対応

学校には，休み時間における児童生徒の事故等を防止する措置を講ずる注意義務等が生じるほか､休み時間の様子の観察により,児童生徒の抱える課題への早期対応が可能となること等から、事実上教職員が対応せざるを得ない現状があります。

実際に､支援を要する児童生徒も増えていることから､輪番等による負担軽減が可能となるよう、教職員の配置をさらに充実させることが求められています。

④　校内清掃

清掃も生徒指導の一環でもあるため､教育的効果を踏まえつつ，学校の実情に応じて回数や範囲等を設定する必要があります。

スクール・サポート・スタッフの配置拡大により、業務の一部は負担軽減が図られるようになりましたが、更なる負担の外部化については、受け皿、財源等の課題があります。

⑤　部活動

部活動ガイドラインの運用、部活動指導員の活用により、プラン開始前に比べ一定程度の負担軽減が図られてきました。

更なる負担の外部化については、国の地域部活動における検討の中で、学校教育の一環としての考え方との整理と、地域人材・運営団体の確保、費用負担、大会等の参加資格等の課題整理などが進められる必要があります。

長時間労働の要因でもあり、負担を感じる教員も多いため、課題となっています。

イ　部活動の負担について

部活動の負担についてのアンケート調査（前掲）を行った結果は次のとおりです。

〈部活動の負担についてのアンケート結果〉

中学校の教員のうち、部活動の指導を引き受けることについて意欲的な方が4割程度いる一方で、引き受けたくないと考えている方が過半数、休日の部活動の指導を希望しない方も過半数に及びます。

休日の部活動の負担が課題となっておりますが、現在小学校に勤務する教員の中にも、一部に休日の部活動の指導を希望する方もいることがわかります。

今後、部活動の地域移行を検討していく際には、小学校教員も含め、地域の協力を得ながら、部活動の指導を希望しない方の負担軽減を考えていく必要があります。

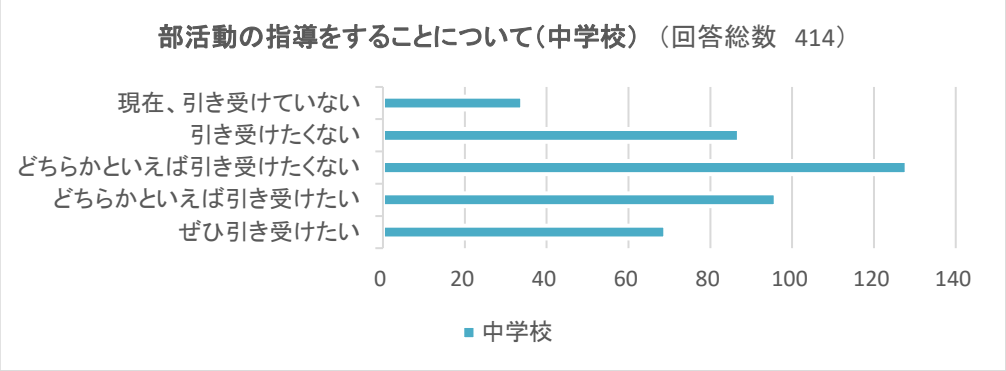

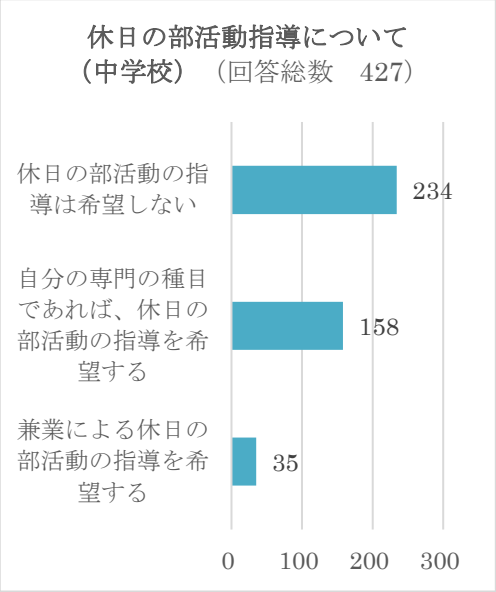

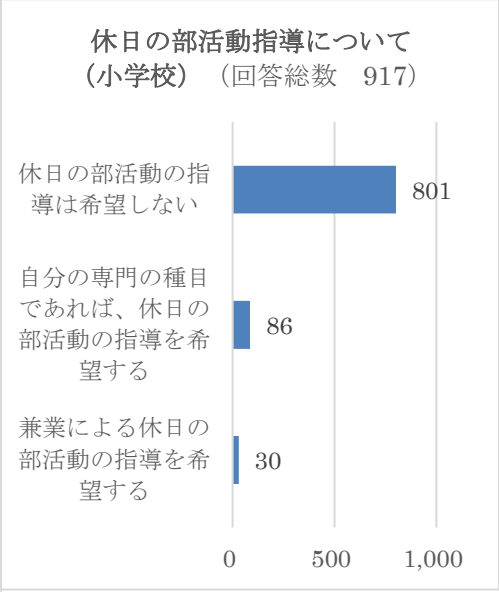

学校教育への提案：保護者からも心配の声が寄せられています（令和３年８月投稿分）

子供が中学生になり、先生方の負担の多さに驚いています。部活動は大事な活動かもしれませんが、子供だけでは活動できませんので、先生方は少なくとも週末のいずれかは勤務されています。試合がある場合は土日両日出勤されることもあります。夏休みも土日に練習があります。せめて平日の朝練はやめ、月に1度は土日両日休めるような体制にならないでしょうか。このような負担がある中、さらに本分である授業の準備や生徒への対応をされるのは激務といって過言ではないと思います。

（２）　次期プランの取組項目の検討

次期プランの取組項目についても、前掲アンケートにおいて意識調査を行いました。特に業務・行事の見直しについては、WGにおいて具体の項目を掲げてニーズ調査を実施しました。

〈次期プランの取組項目の検討〉

部活動の負担軽減	とても必要	必要	あまり必要とは思わない	必要ではない
	49．3%	35．5%	13．1%	2．1%

部活動の負担軽減が必要と考える教職員は８割に達しています。

業務・行事の見直し	とても必要	必要	あまり必要とは思わない	必要ではない
	67．8%	30%	2．1%	0．1%

ICT の活用による業務の効率化	とても必要	必要	あまり必要とは思わない	必要ではない
	31．5%	59．1%	8．9%	0．5%

庶務事務システムの導入	とても必要	必要	あまり必要とは思わない	必要ではない
	52．5%	38．9%	7．8%	0．8%

（３）　専門スタッフの配置

今後の専門スタッフの配置希望についても併せて調査しています。

〈専門スタッフの配置希望について〉

小学校【最優先で配置を希望する職種を選択】

専科非常勤（家庭科、図工、体育）	SSS	特別支援教育支援員	理数・理科サポーター	英語教育支援員	ICT支援員	図書館指導員
４７%	２３%	１３%	６%	６%	３%	２%

中学校【最優先で配置を希望する職種を選択】

SSS	部活動指導員	特別支援教育支援員	図書館指導員	ICT 支援員
３５%	３３%	１７%	１０%	５%

小学校においては専科非常勤講師、小中ともにスクール・サポート・スタッフの配置を希望する回答が多く見られました。

（4）業務・行事の見直し

業務・行事の見直しの取組項目の検討

「学校業務改善WG」からの業務・行事の見直しの検討項目の提案を受け、各項目について教職員にアンケート調査を実施しました。

学校現場の教職員からは、市全体での取組を求める回答が多数ありました。

主な検討項目は次のとおりです。

ア　業務の見直し

・会議・研修：原則 WEB システムを活用し、移動時間を短縮

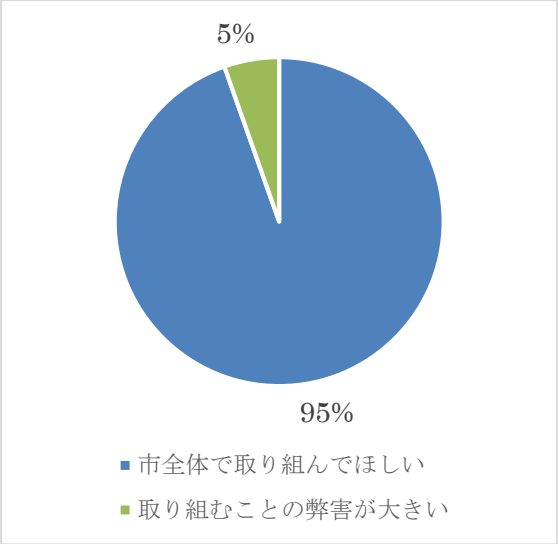

・データの共有：資料のデータを校内の共有フォルダで共有し、印刷の負担を軽減する。

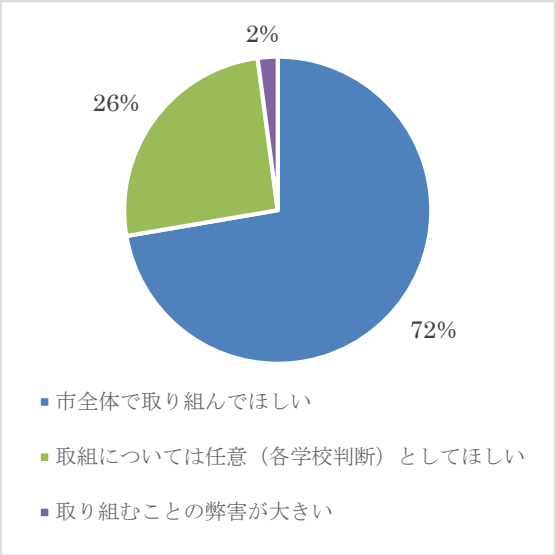

・週案の電子化：週案を電子化する

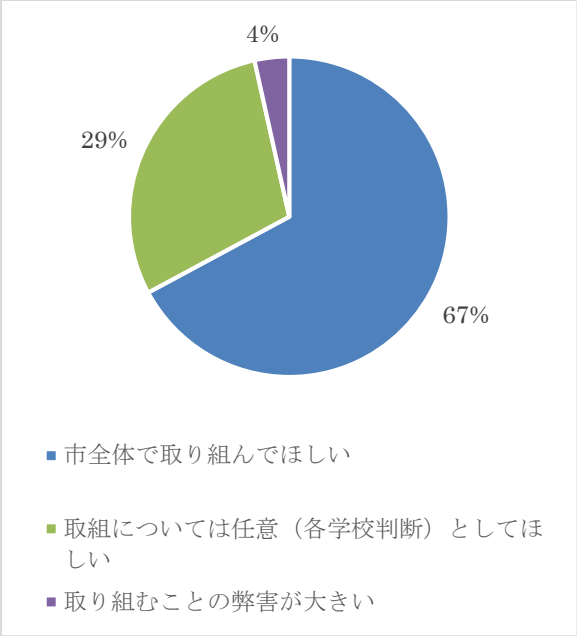

・清掃をしない日を週 2 日設定し、放課後の業務時間を確保

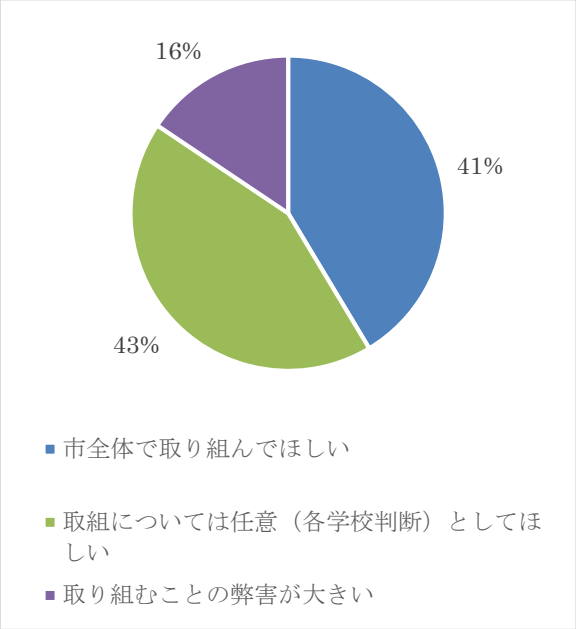

・（中学校・高校）定期試験採点時間の確保：テスト最終日の部活動を中止する。

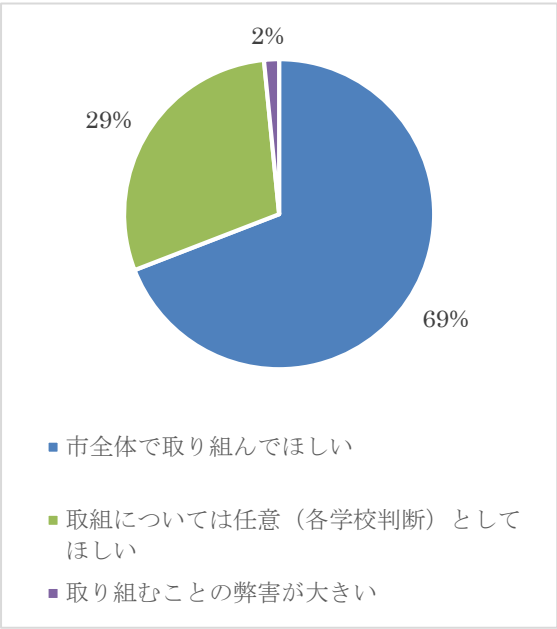

・通知表の所見を見直す

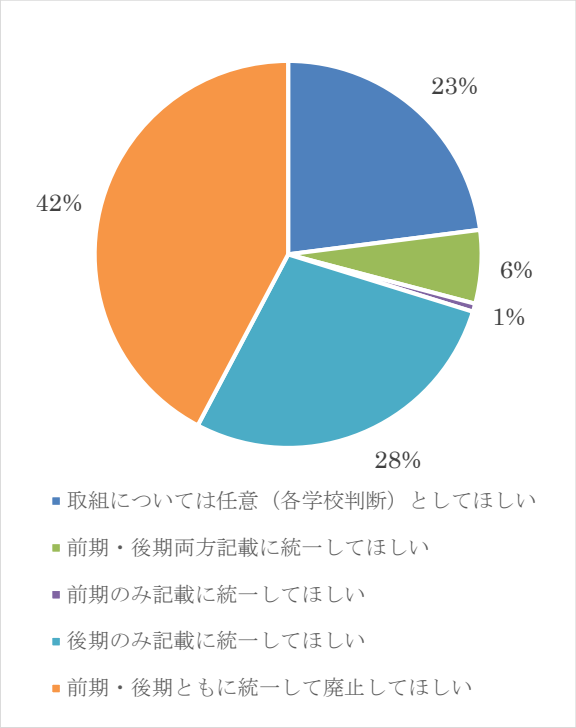

（小学校）夏休み中の水泳指導時間の削減

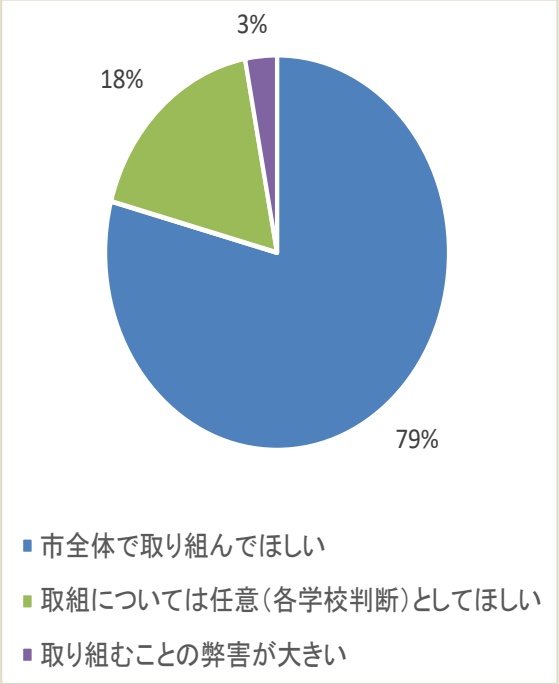

イ　行事の見直し

・式典等への来賓招待の見直し（原則として、児童生徒・保護者・学校のみでコンパクトに実施）

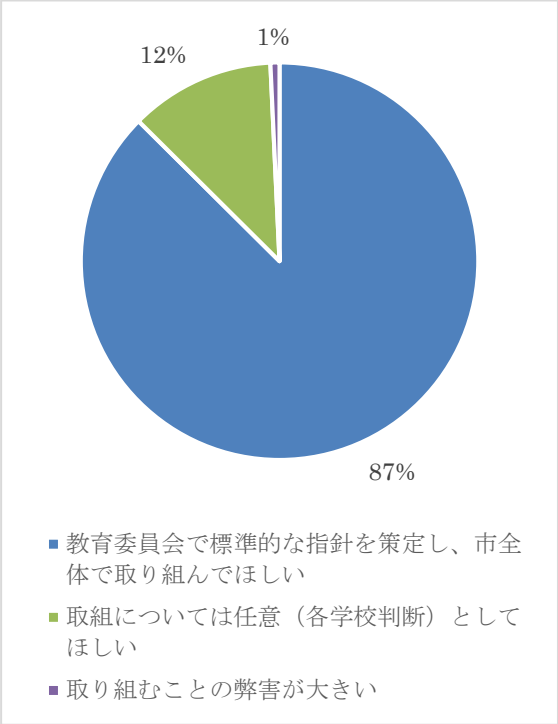

・卒業生を送る会：練習時間を削減・内容を簡素化

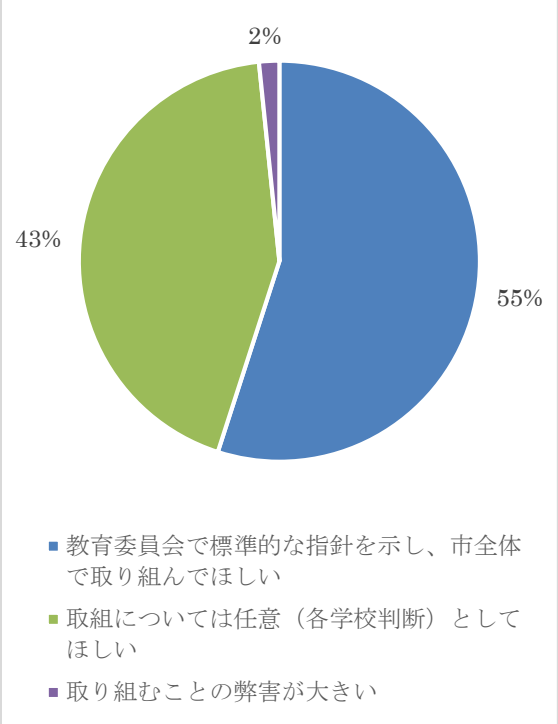

・全校集会・壮行会等：オンラインや事前録画等により実施し移動時間等を削減

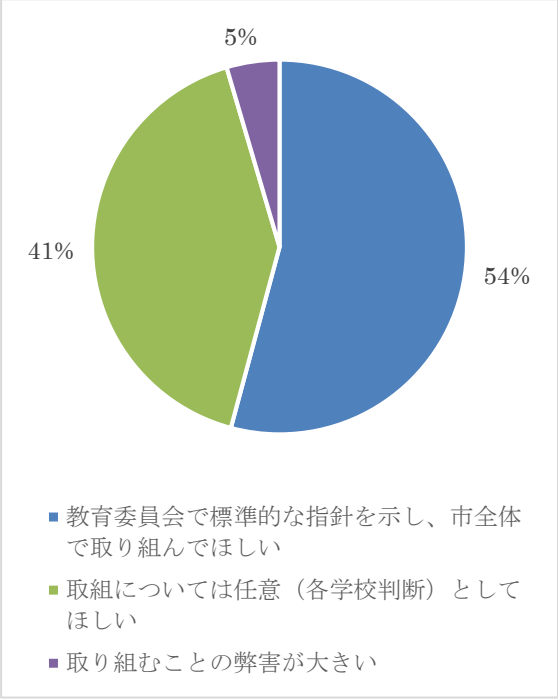

・入学式・卒業式：式次第簡素化・練習時間削減・合唱曲数削減・会場設営の簡素化

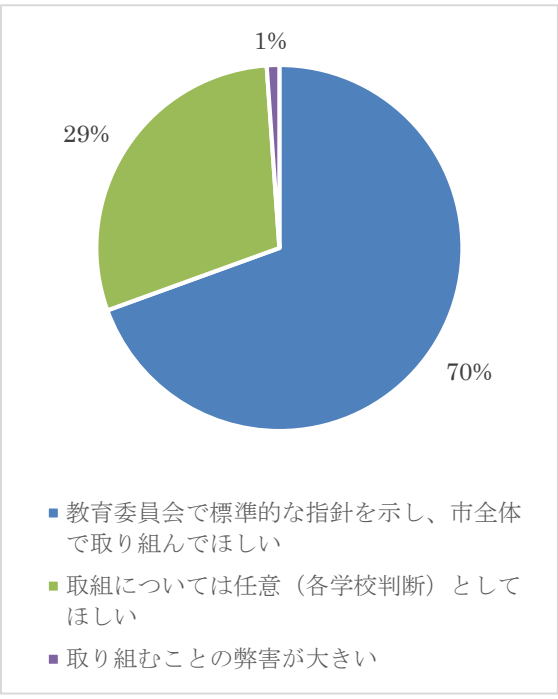

・運動会・体育祭等：練習時間を削減する。半日開催とする。

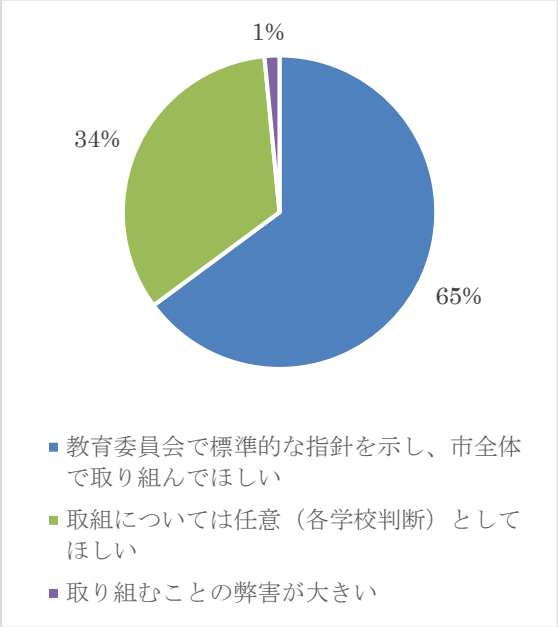

・学級懇談会：開催回数を年度初めの年１回とする。

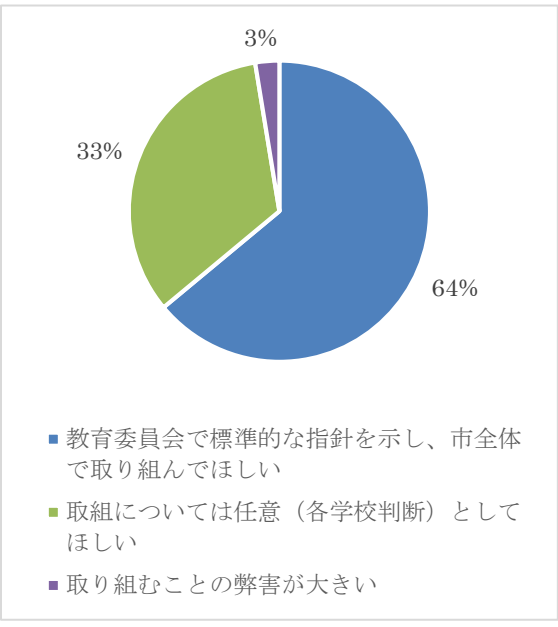

・発表会（音楽・英語・その他の表現活動）：オンライン開催とする。

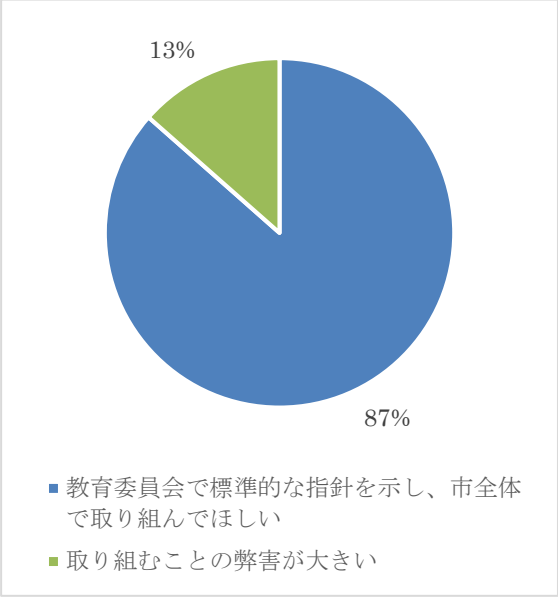

・席書会：各学級での開催とし、会場準備・移動・全体指導の負担軽減・時間短縮

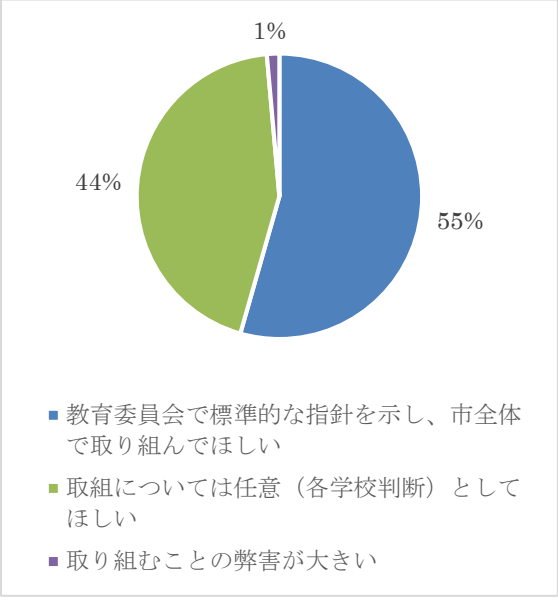

・絵をかく会：授業時間内に作品が仕上がるよう開催時期・指導計画を見直す

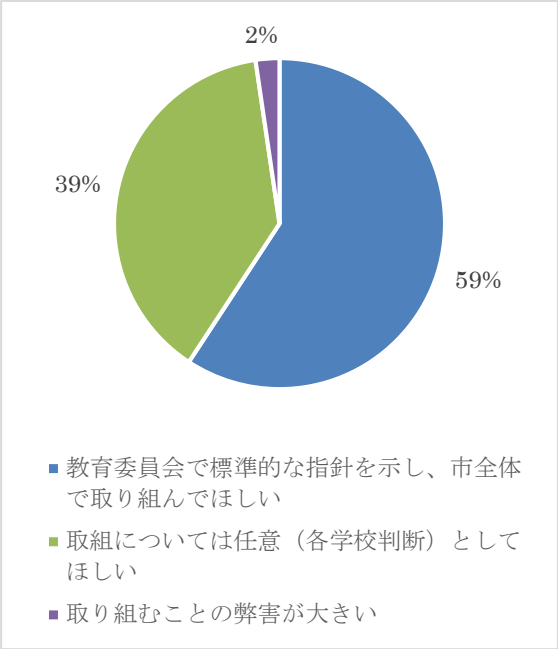

・本だな・ともしび：学校現場の負担を考慮し、あり方を検討する。

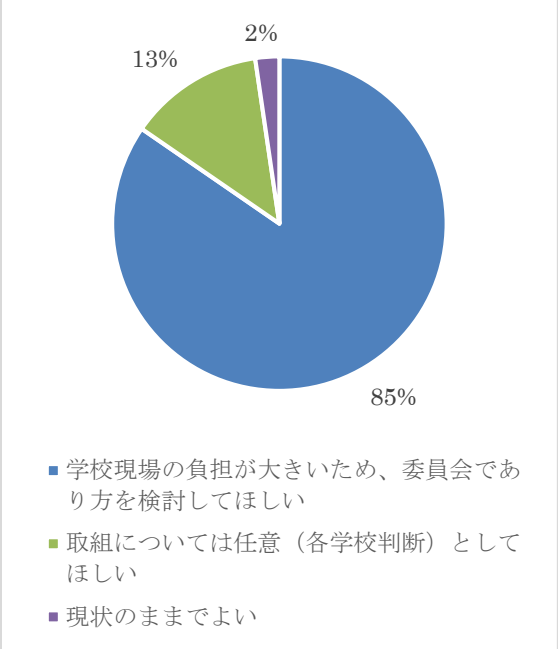

・（小学校）陸上大会・球技大会：練習時間削減。特設朝練習を廃止する。

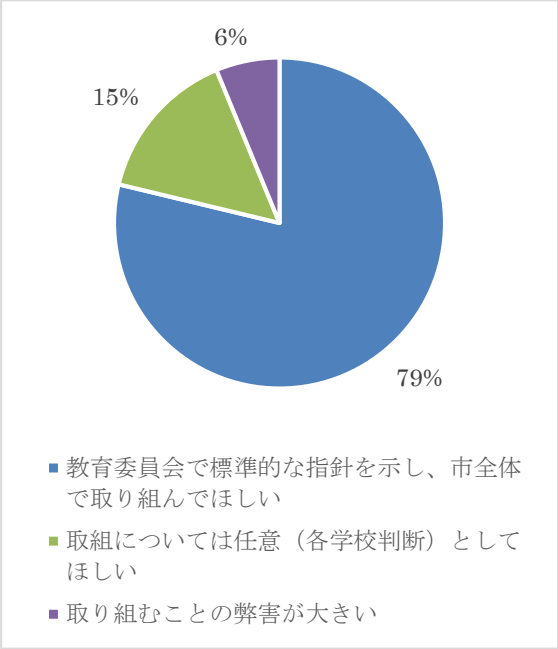

・（小学校）家庭訪問を地域訪問に替える／廃止する。

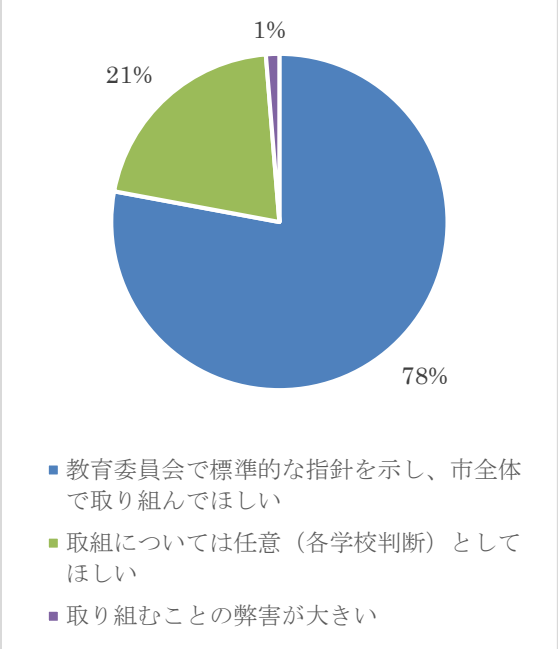

・（中学校）合唱コンクール：課題曲の廃止・朝練習の廃止・放課後の練習期間短縮等

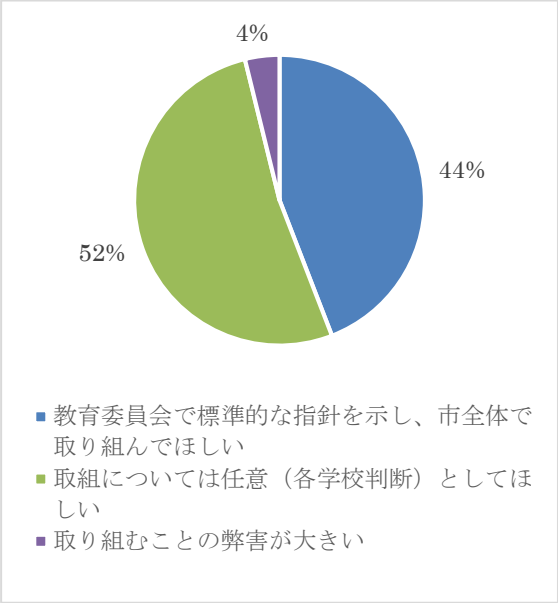

５　プランの目標

（1）プランの目標

教職員一人一人の心身の健康保持を実現し、 いきいきと教育活動が行えるようにする

学校における働き方改革の実現により、教職員一人ひとりが心身ともに健康な状態でいきいきと教育活動を行うことができるようにすることを、本市の働き方改革の目的とします。(前プランの目標を維持)

（2）数値目標

ア　最終目標

教職員の在校等時間が、「1 か月 45 時間」を超えないこと

校務をつかさどる校長及び服務監督権者である教育委員会は，在校時間の上限である 45 時間/月を超えないように、業務量の適切な管理を行うことが求められているため、上記の目標を最終目標とします。

＜対象を教員→教職員へ＞

※前プランでは、教員（教諭・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭）の在校等時間を目標としていましたが、本プランにおいては、対象を教職員（校長・副校長・教頭・主幹教諭・教諭（教務主任・講師含む）・養護教諭・栄養教諭・栄養士・学校事務職員・実習助手・技能員）とします。

イ　プラン３年間での目標

①　すべての学校で、在校等時間の平均が１か月４５時間を超えないようにする。

目標	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
	６６%	７１%	７６%

実績	Ｒ１	Ｒ２
	６１%	６７%

②　在校等時間が月 80 時間を超えている教職員の割合

在校等時間が月８０時間を超える教職員の割合　毎年度１%ずつ低減（将来的に０）

③　教職員のストレスチェックによる総合健康リスク

教職員のストレスチェックによる総合健康リスク　全国平均より良好な状況を維持

在校等時間の縮減の目標値は、プランの計画期間の 3 年間で、各学校における在校等時間の平均が 45 時間を超えないこととします。

また、教職員の心身の健康保持のため、過労死ライン（月 80 時間）を超えて勤務を行う教職員を５%以下とすること、ストレスチェックでの健康リスクが全国平均と比較して低い状況を維持することも目標としていきます。

４　取組の基本方針と具体的な取組

（１）　取組の基本方針

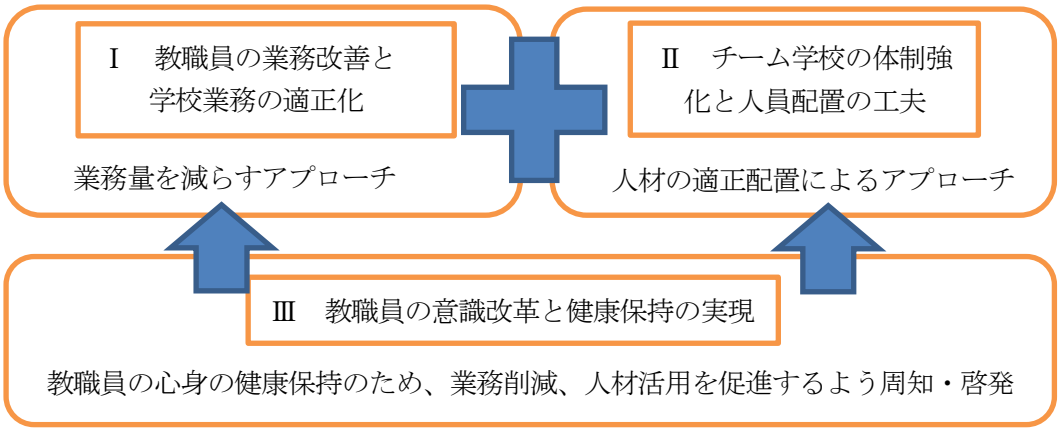

プランの数値目標を達成するため、前プランに引き続き、３つの基本方針（１～３）に基づいて具体的取組を進めます。

基本方針１　教職員の業務改善と学校業務の適正化

教職員が本来業務に専念できる環境を確保するため、学校の業務を見直します。

これまで学校で積み重ねてきた教育活動は、必ず何かしらの教育的意義があって実施してきたことばかりであり、その活動自体が否定されるものではありません。

しかし、人・モノ・カネ・時間という限りあるリソースを有効活用するために業務に優先順位を付けて精選を進めていく必要があります。

このため、教職員へのアンケート結果を参考に、教職員の負担感が大きく、見直しにより負担軽減の効果が見込まれる業務・行事については、本プランにより一定の指針を示すことにより、負担軽減に向けた取組が効果的なものとなるよう努めます。

また、保護者や地域の方々に向けて、それぞれの業務・行事の見直しが働き方改革の一環としての全市的な取組であることを周知し、取組への理解を得られるよう努めます。

ア　業務・行事の見直し

＜見直しの考え方＞

ICT 等を活用して業務の効率化に努めるとともに、学校行事については、コロナ禍における経験も活かし、教職員の在校等時間が月に 45 時間を超えない範囲で実施可能なものとなるよう見直しを進めます。

①　業務の見直し

ICT の活用等による校務の効率化

教育委員会に対する提出文書等の精選

② 行事の見直し

・入学式・卒業式といった標準的に実施する学校行事

コロナ禍において工夫した経験を活かし、負担軽減策を検討します

・その他の行事・取組

在校等時間の削減の状況に照らし、実施による教育的効果を踏まえたうえで、優先的に実施すべきものを精選するとともに、実施に当たっての負担軽減策を検討します。

イ　部活動の負担の適正化

部活動は、学校教育の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動である一方で、部活動の設置運営は法令上の義務ではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置付けられています。

教職員へのアンケート結果(前掲)からも、意欲的に部活動指導に携わっている教員も一定数見られるものの、多くの教員が部活動の指導を負担に感じている状況が伺えます。

これまでの部活動は、教師による献身的な勤務の下で成り立ってきましたが、持続可能な部活動と学校の働き方改革の両方を実現させるための検討が求められております。

本市としては、部活動指導員の拡充や、活動時間の適正化、部活動数の精選などにより、引き続き、部活動指導を行う教員の負担軽減を図るとともに、休日部活動の段階的な地域移行について、国における部活動改革のスケジュールを注視するとともに、モデル校における実践研究の成果と課題を踏まえ、令和５年以降の実施に向けた検討を進めます。

このほか、教職員の負担軽減のため、

ウ　庶務事務システムの導入

エ　水泳指導の民間スイミングスクールへの委託化の促進

について検討を進めます。

基本方針2　チーム学校の体制強化と人員配置の工夫

学校に勤務する教職員の負担軽減のため、専門スタッフの配置を工夫して、効果的に活用します。

働き方改革の取組みについて保護者や地域の方々への周知に努め、地域人材の協力を仰げる環境整備に努めます。

基本方針3　教職員の意識改革と健康保持の実現

教職員の意識改革を図り、長時間労働を是正するとともに、教職員の健康保持を実現します。

まずは在校等時間の適正な記録の定着を図り、教職員の業務量の把握に努めるとともに、過労死ラインを超えた過重労働が常態化しないように努めます。

（２）　具体的な取組

基本方針１　教職員の業務改善と学校業務の適正化

ア　ICT の活用による業務の効率化【重点的な取組】

・会議、研修、各種調査・連絡のオンライン化・ペーパーレス化の促進

教育委員会の取組【各課】	学校の取組
・会議・研修 移動時間だけでなく、会場の設営や資料準備などの負担軽減も可能であるため、対面での実施が必須である場合を除き、WEB 会議を積極的に活用する。 ・各種調査・連絡 調査項目の精選、書式の統一化・オンライン化を促進する。	・同左 ―

・デジタル教材等の作成・活用の促進

教育委員会の取組【教育センター】	学校の取組

・保護者向け文書についてもオンラインを活用した配付を促進

教育委員会の取組【学事課】	学校での取組
・「すぐーる」を活用した文書配付を促進し、活用事例について各学校への周知を行う。 ・配信に際しての管理者の負担軽減策を検討する。	・保護者向け文書の配付について、「すぐーる」の活用を進める方向での検討を進める。 ・活用に当たっては、配信権限を持つ職員の業務負担の平準化にも配慮する。

・資料のデータを校内の共有フォルダで共有し、印刷の負担を軽減

教育委員会の取組【教育センター】	学校での取組
・学校内でのファイル共有場所・方法（CABINET、ギガタブ）について周知する。	・共有フォルダのデータを適切に管理・職員間で共有し、印刷の負担軽減を図る。

・週案の電子化

教育委員会の取組【教育指導課】	学校での取組
・小学校では電子化済 ・中学校の週案についても電子化に向けた周知を図る	・中学校の週案の電子化を促進する。

イ　行事の見直し・業務の精選【重点的な取組】

教職員の負担感が大きく、見直しにより大きな効果が見込まれる次のような業務・行事については、市全体で見直しを図り、効果的な取組に繋げます。

また、保護者や地域の方々にも働き方改革の取組みの一環として、見直しへのご理解をいただけるよう周知に努めます。

＜見直しの方向性＞

①　業務の見直し

（ア）　通知表の所見　【教育指導課】

【学校ごとの判断希望　23%、後期のみ記載に統一 28%、前期後期ともに廃止 42%】

（考え方の指針）
・保護者面談等により、児童生徒の状況を保護者に十分伝えていると判断できる場合には、教職員の負担軽減のため廃止も可能であること

（イ）（小学校）夏休み期間中の水泳指導時間の削減　【保健体育課】

【市全体で削減への取組希望　79%　学校ごとの判断希望　18%】

（考え方の指針）
・夏季休暇中の登下校の安全確保の状況や熱中症のリスクを踏まえること
・実施に当たっては、教職員の過重労働が生じないよう、各学校の在校等時間の状況を考慮すること

（ウ）（中学校・高校）定期試験採点時間の確保　【教育指導課・教育改革推進課】

【市全体で負担軽減への取組希望　69%　学校ごとの判断希望　29%】

（考え方の指針）
・定期試験最終日の部活動の実施の可否については、教職員の過重労働が生じないよう、各学校又は従事する教職員の在校等時間の状況を考慮したうえで、部活動ガイドラインに沿った取組みを前提として行うこと

②行事の見直し

標準的に実施する学校行事

（ア）　入学式・卒業式への来賓招待の見直し【学事課】

【指針を策定し市全体で取組希望　87%　学校ごとの判断希望　12%】

（考え方の指針）

・コロナ禍の経験を活かし、原則として、招待者数を削減して児童生徒・保護者・学校のみでコンパクトに実施する。教育委員会等からの出席は見合わせる。

（イ）式次第の簡素化・練習時間の削減・会場設営の簡素化【学事課】

（例）入学式・卒業式、壮行会、卒業生を送る会、運動会・体育祭など

【入学式・卒業式：市全体での取組希望　70%　学校ごとの判断希望　29%】
【卒業生を送る会：市全体での取組希望　55%　学校ごとの判断希望　43%】
【運動会・体育祭：市全体での取組希望　65%　学校ごとの判断希望　34%】

（考え方の指針）

・実施に当たっては、教職員の過重労働が生じないよう、各学校の在校等時間の状況を考慮し、負担軽減策の検討を行うこと

例）・入学式・卒業式の練習曲・練習回数の見直し
・運動会・体育祭の半日開催
・卒業生を送る会：教科学習の一環として練習等を行えるよう工夫する

（ウ）　（小学校）家庭訪問を地域訪問に替える/廃止する

【市全体での取組希望　78%　学校ごとの判断希望　21%】

（考え方の指針）

・児童の自宅の場所の確認が可能である場合には、地域訪問での実施としたり、家庭訪問を実施しないとすることも可能とする。

その他の学校行事

（エ）　発表会（音楽・英語・その他の表現活動）のオンライン開催

【市全体で削減への取組希望　87%　学校ごとの判断希望　13%】

（考え方の指針）

・音楽・表現活動発表会：オンライン開催を検証し、その後の取組について検討を進める。

・陸上大会：オンラインによる応援を行うなど、移動による負担軽減策を検討する。

（オ）　絵をかく会

【市全体で削減への取組希望　59%　学校ごとの判断希望　39%】

（考え方の指針）

・各学校の任意の取組であること、実施する場合も授業時間数の中での対応としている学校が多いことを改めて周知する。

・各学校は在校等時間の状況等を踏まえ、実施の有無及びその方法について検討する。

（カ）　本だな・ともしび

【学校現場の負担が大きいため、委員会であり方を検討してほしい　85%
学校ごとの判断希望　13%　現状のままでよい　2%】

（考え方の指針）

・出品については各学校の任意の取組であることを改めて周知する。

・学校現場の負担軽減のため、応募規定を含め、今後のあり方について検討する。

（キ）　（小学校）陸上大会・球技大会

【市全体で削減への取組希望　79%　学校ごとの判断希望　15%】

（考え方の指針）

市内小学校の在校等時間に配慮し、継続的に負担軽減策を検討する。

（理由）

・けがのリスクも高くなるため、一定の練習時間の確保は必要であること、練習時間の設定は学校ごとの実態に合わせる必要があるので、直ちに朝練習の一律の廃止は困難であるが、教職員の負担感の大きさに鑑み、今後、大会のあり方を含め、負担軽減策を検討していく。

＜令和４年度以降の検討＞

・教職員から働き方改革の推進に向けた提案を電子申請にて随時受付

・各所管課が各行事の教育的効果を踏まえ、改善策をチーム学校推進会議に報告し、会議において審議・検討を進める

ウ　部活動の負担の適正化【重点的な取組】

部活動の指導に係る教員の負担軽減

・部活動指導員/民間指導者派遣【保健体育課・教育指導課】

専門性がない顧問がいる部活動への配置を拡充します。

・休日の部活動の段階的な地域移行の検討【保健体育課】

部活動の指導を望まない教員が部活動に従事しない環境の構築を目指します

・地域部活動への委託促進【保健体育課】

国のスケジュールを注視しながら、令和３年度モデル校(1 校)の取組の効果検証を行い、実施に向けた検討を進める

・教員の兼職兼業に関する整理　【保健体育課・教育指導課・教育給与課】

地域部活動への参画を希望する教員が地域部活動への参画が可能となるよう整理（令和５年度目途）

・部活動数の精選【各学校における取組】

学校規模に応じ計画的に部活動を統廃合し、指導を望まない教員が部活動に従事する必要のない環境を目指す。

・活動時間の適正化【各学校における取組】

部活動ガイドラインの遵守、顧問の複数化・参加する大会等の精選等を行い、部活動指導による恒常的な長時間勤務の負担を軽減する

エ　庶務事務システムの導入による業務の効率化　【教育給与課】

教職員の業務負担軽減を図るため、庶務事務システムの導入に向けた検討を行います。

オ　水泳指導の民間スイミングスクールへの委託化の促進【保健体育課】

・R3 委託化による効果検証に基づき、委託化を促進します。

カ　保護者や地域への啓発　【企画課・教育職員課・学校】

・教育だよりや教育委員会のホームページ等を活用し、保護者や地域の方々に働き方改革の意義をお知らせし、取組への理解・協力を仰ぎます。

基本方針２　**「チーム学校」の体制強化と人員配置の工夫**

ア　教職員の配置の適正化・専門スタッフ等の配置による負担軽減

【教育職員課・教育指導課・保健体育課・学校】

・教頭・教務主任への業務支援

教頭・教務主任の事務負担が大きく、過重労働となりがちな現状に鑑み、複数配置・校務分掌の見直し・SSS による支援などにより、負担軽減を図ります。

・専科教員の活用、交換授業の促進

・部活動指導員の配置拡充（再携）

・スクールサポートスタッフの活用

イ　地域の人材活用による教職員の業務支援　【学事課】

・学校支援地域本部推進事業と連携して、地域人材の活用を推進します。

・地域担当職員の設置を推進します。

ウ　中学校免許外教科指導の解消　【教育職員課】

・非常勤講師配置の拡充や複数免許所持者の増員、複数校兼務発令を進めます。

基本方針３　教職員の意識改革と健康保持の実現

ア　在校等時間の適正な把握【各学校、教育職員課、教育給与課】

・出退勤システムを活用し、教員の在校等時間の客観的な把握に努めます。

※教職員へのアンケート結果によれば、週休日の在校等時間を適切に記録していない教職員が多く確認されています。まずはすべての教職員が、在校等時間を正確に記録するよう周知・定着を図ります。

イ　管理職の助言・指導による長時間労働の是正【各学校、教育職員課、教育給与課】

・管理職による指導・助言、業務負担の見直し等を通じて教員の長時間労働是正を図ります。

ウ　目標申告制度等による教職員の目標設定　【各学校、教育職員課】

・各個人の勤務時間の削減目標設定を、目標申告制度に取り入れます。

エ　教職員のメンタルヘルス対策の促進　【教育給与課】

・在校時間をもとにして産業医による面談を促進します。

オ　休暇・休業の取得促進　【教育給与課、教育職員課】

・年次休暇や男性教職員の育児休業取得を促進します。

・閉庁日を拡充し、教職員の有給休暇取得を推進します。

カ　働き方改革の取組好事例の紹介　【企画課】

・各学校の働き方改革の好事例を紹介し、取組の啓発をします。

着実な推進に向けて

（1） 国への働きかけ

「これまで学校・教師が慣習的に行ってきた業務の多くは，他にはっきりとした担い手が存在しないために実態として学校・教師が担うことになってきたものであり，各学校現場において学校・教師が今後は対応しないと決断をしたとしても，他の担い手が存在しない状況を放置してしまえば，結局は学校・教師の業務として再び付加されることになりかねない。

したがって，学校における働き方改革の実現のための要諦は，これまで学校・教師が

果たしてきた役割も十分踏まえつつ，教師以外の専門職員，スタッフ，地域人材，あるいは，学校外にその役割を委ねる場合も，その責任の所在を明確にし，その受皿を学校内及び地域社会で着実に整備することである。」（新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申））

教職員が長時間労働になる一因としては、学校・教師が担うべき業務の増のほか、上記の答申により、「基本的には学校以外が担うべき教務」、「教師が担う必要のない業務」とされた業務についての受け皿不足という課題もあります。

働き方改革をさらに進めるには、近年の業務量の増に見合った教職員定数の見直しはもとより、部活動の地域移行や登下校の見守りなど、これまで教職員が献身的に担ってきた役割の受け皿としての人的支援・制度設計など、国レベルでの抜本的な体制整備が不可欠です。

そのため、今後も引き続き、働き方改革を推進するための国の動向に注視し、迅速に対応するとともに、教職員定数の改善や専門スタッフ等の配置に関する財政的支援などについて、国への働きかけを進めて参ります。

（2）進捗管理

働き方改革を実現するためには、計画策定後の進捗管理が重要です。

本プランに基づく取組の進捗を管理するため、「チーム学校」推進委員会において、各所管において推進するプランの取組項目の進捗状況を確認し、プランの推進に効果的な施策の検討、組織横断的な調整を図ることで、「計画（ＰＬＡＮ）－実行（ＤＯ）－評価（ＣＨＥＣＫ）―見直し（ＡＣＴＩＯＮ）」のいわゆるＰＤＣＡサイクルを確立し、事務局全体で働き方改革の推進を図ります。

学校教育推進計画の進捗管理においても、学識経験者、市民代表、教職員代表からなる千葉市学校教育審議会等から御意見をいただきながら、評価を行っていきます。

なお、取組に当たっては、学校現場の代表者等とも意見交換をしながら進めていきます。

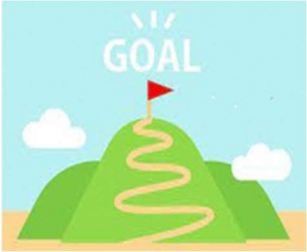
GOAL